環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号)(抄)環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(新旧対照条文)

する。 、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市と 新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市 、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、 (法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市	第四条 法第二条第二項第二号口の政令で定める給付金の 第四条 法第二条第二項第二号口に規定する給付金の 一 地域自主戦略交付金 二 沖縄振興自主戦略交付金 三 社会資本整備総合交付金	改正案
	第四条~第七条	
	略)	現行

(傍線部分は改正部分)

第 + 条 略

2 ょ IJ 第 期 八 間 条 第 を 定 項 め た の 規 場 合 定 は、 に つ しし 前 て 項 準 た だし書き 用 す る。 の 規 定 に

第 + 条 第 + 条

略

十三条 法 第 + 条 の の 政 令 で 定 め る 公 法 上 の 法

第

法

第二十三条

の 二 の

政

令

で 定

め

る公法上の

法 人 は 港 湾 法 昭 和 $\overline{+}$ 五 年 法 律 第二百十八号

第 + 四 条 略

匹

条

第

項

の

規

定

に

ょ

る

港

務

局

とする。

法 第二十 五 条 第 項 第 号 の 政 令 で 定 め る 軽 微 な

号 の 政 令 で 定 め る 軽 微 な修 正 及 び 同 号 の 政 令 で 定 第

第

+

五

第

+

条

の

規

定

は、

法

第二十

五

条

第

項

修

正

等 条

め る る修 軽 微 正 な 並 修 正 び 及 び に 法 第二十 同 条 た 八条 だ U 書 た だ の 政 し 令 で 書 の 定 政 め 令 る で 修 定 正 め

に

つ

L١

て

準

用

す

ر چ

第 八 条 略

2

IJ 期 前 間 条 第二 を 定 項 め の た 規 場 合 定 は、 に つ い 前 て 項 準 用 ただし す . る。 書きの規 定 に

ょ

九 条 第 + 条 略

第

第 + 条 略

法 第二十 五 条 第 項 第 号 の 政 令 で 定 め る 軽 微 な

修 正 等

第 号 の 十二条 l١ 微 修 正 な て 政 準 修 並 令で 用 正 び 及 び 第 九 す に法第二十八 定 る。 め 条 同 る の 条 た 規 軽 定は、 だ 微 、条た L な 書 修 だ 正 の 法 政 及 U 第二十 書 び 令 で の 同 号 五 政 定 の 条 め 令 で る 第 政 定 修 令 め 項 正 で に る 第 定 つ 軽 め

第十六条・第十七条 (略

特 例 都 市 計 画 に 定 め 5 れ る 対 象 事 業 等 に 関 す る 手 続 ഗ

第

法 中 象 条 条 業 第 替 条 条 び る 第 第 け 定 + 第 二 事 第 え ع 第 第 同 ത 第 兀 八 る 権 八 ۲ 四 業 頂 て あ + + 条 第 者 法 条 は 項 項 項 第 項 中 適 る 条 条 第 が 中 八 六 ح の 用 の の 都 第 第 条 環 法 さ あ ۲ 規 法 対 は لح 規 頂 条 法 か 境 第 市 項 第 る 定 第 象 れ _ 第 計 項 中 5 影 兀 定 事 る の に 六 法 第 + の 前 響 + 同 に 画 法 ۲ 項 は 条 条 業 第 + 規 法 条 条 ょ ょ 条 決 評 第 兀 定 第 第 条 IJ 第 1) 第 定 ま 価 第 <u>-</u> + 読 لح 都 لح + 読 兀 + で そ 第 同 に 権 あ 市 項 み 項 あ 条 者 条 ょ 条 の の 項 み 頂 ᆫ 項 る 条 第 第 IJ る 計 第 替 替 第 規 他 の え ح 第 中 لح ۲ 読 定 の 画 の え の 規 号 て 項 は 対 あ は 項 て あ 頂 み の 手 定 及 適 る 項 続 象 法 適 る 第 中 替 適 **ത** に 第 二 法 事 び 用 の 都 規 用 九 え لح 用 を の \neg ょ ۲ 業 第 第 さ は 市 定 さ は 条 事 て あ に 行 1) + 兀 Ξ に 業 適 つ う れ 計 れ **ത** る 都 ح 号 + る 法 第 る 者 場 画 ょ 条 法 見 用 0 L١ 市 中 法 第 条 対 + IJ 法 出 は 合 第 さ て 第 計 第 _ 第 四 象 読 第 兀 لح れ は に 同 \neg 画 条 頂 妏 六 + 事 み ++及 あ る 法 お 決

第十三条・第十四条 (略)

特 例 都 市 計 画 に 定 め 5 れ る 対 象 事 業 等 に 関 す る 手 続 の

第

る 法 事 び 用 の 都 項 の 法 る 法 第 第 け 定 + ᆫ 第 業 さ 第 四 七 لح 法 第 第 は 市 規 る 権 の 五 <u>-</u> + ۲ + 条 第 兀 定 + 第 者 あ れ 計 は 条 \neg ۲ 法 六 + 号 条 七 る る 画 に 条 第 が 条 条 中 法 第 第 第 の 対 第 ょ 条 都 条 環 法 は 第 第 同 第 四 象 九 1) 第 頂 境 第 市 か + 号 事 条 項 中 兀 対 六 読 計 項 5 影 項 項 中 条 条 業 響 法 象 第 項 の 前 + み 画 ۲ ᆫ 事 第 規 法 条 第 ഗ 第 替 決 評 条 ۲ 業 ۲ 四 項 لح 規 え 定 定 第 ま 第 法 価 + 第 項 項 中 て あ 権 に + で 定 同 そ 条 第 に 六 ۲ の _ 適 る 者 条 ょ 条 の の 項 条 ۲ 規 規 第 + あ 法 対 用 の 第 1) 第 他 ょ **ത** ۲ 象 さ 1) 第 る 定 第 は 読 定 の 規 条 事 読 に 六 れ 項 の 手 項 の 同 \neg み 項 定 の 中 項 条 条 業 法 第 中 替 適 続 み は ょ る に 法 第 لح 規 替 第 1) 第 八 え 用 を ょ 法 لح لح 条 え 都 読 第 四 事 て あ 行 定 に 1) <u>-</u> て 項 あ + に 第 あ 市 み 項 第 業 適 る つ う 都 _ る 場 ょ る 計 第 替 条 者 用 の 11 適 市 + IJ 用 の 画 え لح の 条 第 項 さ は て 合 計 兀 第 読 さ は 対 号 て あ は 中 ۲ れ は に 画 条 法 適 る 項 る み れ 象 及 あ お 決

۲ だ は 規 法 業 項 六 + 事 に は 及 れ る 法 項 項 法 定 第 条 条 条 ょ び る L 法 第 ഗ ۲ لح 第 項 ع 第 1) 法 法 第 第 兀 別 に 六 第 同 書 規 都 同 ۲ + あ 第 第 兀 定 表 ょ 条 あ の 項 読 条 市 + 項 + 計 第 IJ 第 る 項 規 る 項 中 み 四 第 ۲ 条 第 に + 四 読 替 +条 あ 第 + **ത** 定 **ത** 画 ഗ ょ 及 ۲ 対 み 項 は ۲ に 規 法 対 え 条 項 八 第 IJ 条 兀 1) は ᆫ 第 条 頂 象 び 替 定 第 象 て 中 条 読 ょ ۲ 事 لح 1) 法 同 適 た 項 中 別 え 都 同 に 六 事 及 の み 業 だ び 業 読 用 項 法 表 て あ 市 項 第 条 ょ 条 0 規 替 兀 さ 規 え 第 適 る 計 第 第 1) 第 及 第 L \neg 第 法 み 定 لح Ξ 用 替 + 読 ۲ れ び Ξ 書 定 同 + に の 画 第 て ᆫ す 中 項 第 + さ は 対 号 え 条 あ る に 条 ょ 適 み 項 五 及 て 第 中 る 法 四 ۲ 条 IJ +用 る れ 象 替 _ ょ た + だ 法 事 لح 第 IJ 中 さ 対 る び 適 え の 条 読 兀 法 業 項 あ は Ξ \equiv 読 第 法 て 第 第 条 象 第 用 L み れ +事 第 兀 Ξ さ 及 第 適 る 条 + 書 法 替 る み \neg _ ۲ 号 び ح 業 六 + れ Ξ 用 の 都 _ 第 項 六 替 第 え 法 条 条 中 る 第 + さ 条 条 え ع て は あ 第 市 + 第 第 法 兀 第 頂 لح 六 لح 同 n 計 **ത** て あ 適 る + 条 る 条 あ 号 対 第 法 画 **ത** あ 見 適 る 八 用 の 項 項 中 Ξ Ξ 第 法 対 項 規 出 条 さ 第 る 象 第 る 用 の は の **ത** 事 + 条 第 兀 象 定 の さ た L は れ

第

適

及

第

象 法

業

第

さ

項 兀 Ξ 第 れ び Ξ 用 都 Ξ 替 え 第 の 第 + 条 六 ۲ 号 条 + る 第 さ は 市 ۲ え て 中 法 兀 لح +条 条 n _ 計 第 頂 ഗ て あ 適 لح 第 _ 第 + 条 る 法 の 見 る 八 用 第 同 画 あ 適 号 第 第 項 規 条 あ 対 法 対 る 出 用 の さ + 中 さ る 項 項 象 条 第 四 象 定 の し は た れ + ۲ だ の 事 項 六 事 は 及 れ る の \neg 第 に ۲ ᆫ 法 規 法 条 条 条 び は 業 業 ょ \neg る L 法 _ L 第 ۲ 定 第 頂 第 第 IJ 法 第 書 第 _ 同 法 同 ۲ لح 条 四 都 別 に 六 の あ 項 読 第 第 + 兀 + ۲ 表 ょ 条 あ 項 規 る 項 項 中 み 第 市 + +条 第 1) \neg 替 兀 計 第 る 定 の ഗ あ ۲ 規 条 項 条 読 の に は 法 対 え 八 第 画 IJ ح 項 ょ 定 第 象 て 第 中 条 対 及 は \neg み 適 及 ۲ 象 び 替 IJ 法 同 に 六 事 _ た 項 同 都 業 だ 事 別 え لح 読 第 条 ょ 条 用 項 法 ഗ び 項 市 兀 第 1) さ 及 規 第 表 て あ 第 第 b 4 第 書 び 第 適 る 計 替 + 読 لح ħ Ξ 定 同 +第 ح 用 条 項 項 あ る + に 条 の 画 え み 号 す 中 さ は 対 て 第 中 替 る 法 兀 ح ょ た 条 + ع だ る 象 及 え **ത** 第 条 1) 中 れ 適 法 び あ 対 る 用 項 法 て は 第 第 読 b

る

¬ 十

条

書

み

+

法

替

第 + 九 条 第 +条 略

対 象 港 湾 計 画 に 関 す る 手 続

第 項 + に お 条 l١ τ 第 準 + 用 条 す 第 る 法 項 第二 の 規 + 定 は 条 第 法 項 第 の 四 + 政 令 八 で 条 定 第

2 め る 第 期 八 条 間 に 第 つ 項 l١ て の 規 準 用 定 は、 す る。 前 項 に お ١١ て 準 用 す る 第

項 + に つ 条 第 い て 準 項 用 た する。 だ し 書 こ の 規 の は、 場 定 合 に に ょ お 1) 期 い て、 間 を 第 定 め 八 条 た 場 第 合

3 { 7 略)

替

え

る

も

のとする。

中

事

業者」

とあ

る

の

_

港

湾

管

理

者」

ع

読

み

係

別 表 第 $\overline{}$ 第 条 、 第 三 条 第 七 条 関

事

業

の

種

類

第

種

事

業

の

第二

種

事

業

の

律

の

規

要

件

要

件

定 法

別 表第二 第 + 条 関 係

略

略

略

略

第 + 六 条 第 + 七 略

対 象 港 湾 計 画 に 関 す る 手 続

第 + 項 に 八 お 条 l١ て 第 準 八 用 条 す 第 る 法 項 第 二 の 規 + 定 は、 条 第 法 第 項 兀 の + 政 令 八 条 で 第二 定 め

る 期 間 に つ l١ て 準 用 す る。

2 項 に 八 中 つ 条 第 ١J 第 七 て 準 事 条 業 項 第 者」 用する。 た だ 項 とあ U の 書 規 こ る の 定 規 は、 の の 定 場 は 合 に 前 ょ に 項 IJ に 港 お 湾 ١J 期 お て、 管 間 ١J 理 を て 者」 準 定 第 七 め 用 ع た 条 す る 場 第 読 合 第 み

3 { 7 略

替

え

る

ものとする。

表 第 第 条 、 第三条、 第 六条 関 係

別

(略)	事業の種類
(盤)	要件の事業の
(略)	要件種事業の
(略)	定 法 律 の 規

別 表 第二 (第 九 条 関 係

	(略)	(略)		(略)	(略)
	1条関係)	別表第四(第十四条関係)		条関係)	別表第四(第十七条関係)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
しない変更の要件手続を経ることを要	事業の諸元	対象事業の区分	しない変更の要件手続を経ることを要	事業の諸元	対象事業の区分
	条関係)	別表第三(第十三		条関係)	別表第三(第十六条関係)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
しない修正の要件 手続を経ることを要	事業の諸元	対象事業の区分	手続を経ることを要	事業の諸元	対象事業の区分

電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)(抄)

業者」とあるのは、「経済産業大臣」とする。	業者」とあるのは、「経済産業大臣」とする。
の規定の適用については、同令第七条第二項中「事	の規定の適用については、同令第八条第二項中「事
同令第八条第二項において準用する場合を含む。)	同令第十条第二項において準用する場合を含む。)
令 (平成九年政令第三百四十六号) 第七条第二項 (令(平成九年政令第三百四十六号)第八条第二項(
第六条の二 特定事業者に対する環境影響評価法施行	第六条の二 特定事業者に対する環境影響評価法施行
読替え)	読替え)
(環境影響評価法施行令の適用に当たつての技術的	(環境影響評価法施行令の適用に当たつての技術的
現行	改 正 案

(傍線部分は改正部分)